

「台南市への市民訪問団派遣」に係る募集型企画旅行業務委託 要求水準書

1 業務名(旅行名)

台南市への市民訪問団派遣

2 業務目的

台南市を訪問し、台南市との交流等を行い、両市間の友好・交流を深める。

3 業務内容

(1)訪問先

台湾台南市及び台湾内主要都市

(2)旅行期間

令和8年11月8日(日)～11月14日(土)のうち5日間 ※左記期間のなかで、最適な日程を提案すること。

(3)参加人数

45名程度(市関係者15名、募集市民約30名)

4 旅行条件

公募型プロポーザル実施により決定した本業務実施事業者(以下「事業者」という。)による募集型企画旅行とする。

【 募集型企画旅行 】

旅行業法で定められた旅行契約形態の一つであり、事業者があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、事業者による旅行者の募集並びに旅行代金の徴収をもって実施する旅行のこと。

5 見積り

参加人数45名での見積りとし、委託料及び募集市民一人あたりの旅行代金を提示すること。

(1)業務実施に係る全体経費

①交通費	・山形市役所 ⇄ 国内空港 専用バス 又は 航空機 ・国内空港 ⇄ 台湾内空港 航空機 ・台湾内空港 ⇄ 台湾内都市 専用バス ・台湾内都市 ⇄ 台南市 新幹線等 ・台南市及び台湾内都市滞在中 専用バス
②宿泊費	・全行程の宿泊費(ツインルーム利用時) ・一人部屋追加料金(市関係者15人分)
③食費	・全行程の食事代(旅程表の×を除く) ・参加者飲料水代(項目13その他(5))
④現地観光等に係る費用	・通訳・現地ガイド料 ・視察・見学関連経費(入場料等)
⑤諸経費	・添乗員費用 ・旅行のしおり ・参加募集関連費用(チラシ等) ・渡航手続関連経費(渡航書類作成費用等)

	・燃油サーチャージ ・渡航経費(空港使用料、海外空港諸税等) ・Wifi ルーターレンタル費用(3台分)
--	---

※上記に明示のない経費についても、旅行代金に必要な場合は提示すること。

(2)(1)のうち委託料に係る経費

項目	Must	Better
基本旅行代金(市関係者15人分)	●	
一人部屋追加料金(市関係者15人分)	●	
Wifi ルーターレンタル費用(3台分)	●	
共通経費(添乗員同行費用等)		●
その他経費(参加者募集関連費用等)		●
<p>【Must】 委託料への計上必須経費。 【Better】 上記 Must の経費に加えて、次の経費に該当するものがあれば、その見積額も提案書に記載をお願いします。 「参加者45人にかかる共通経費×15/45+その他経費」で算出した額 その場合、共通経費とその他経費の具体的内容(額含む)も記載してください。 なお、提案いただいた見積内容(全額を含む)は、優先交渉権者との協議により変更となる場合があります。</p>		

※上記各項目については様式第8号を参照。

※業務実施に係る全体経費から募集市民一人当たりの旅行代金30人分を差し引いた金額が委託料となります。

6 交通手段

- (1) 航空機は、エコノミークラスを利用し、分乗ではないこと。
- (2) 台湾行の国内空港は、仙台空港利用を優先とし、山形市役所と仙台空港間の移動には専用バスを手配すること。また、仙台空港以外の国内空港利用の場合には、移動時間が最短となる移動手段及び行程が望ましい。
- (3) 国内空港と国外空港間の飛行移動においては、総合的な機内滞在時間の短い直行便が望ましいが、經由便利用を提案する場合は、その理由も併せて提案すること。またその場合、荷物の紛失など、經由便利用に伴うリスクへの対処についても説明すること。
- (4) 台南市及び台湾内都市滞在中の移動手段として、専用バスを手配すること。

7 宿泊施設

- (1) 台湾市内滞在中の宿泊先は、同市内に位置し、交通至便であること。
- (2) 客室は、洗面設備、バス(またはシャワー)、トイレ付きであること。
- (3) 施設の概要を示す資料を添付すること。
- (4) 可能な限り分宿でないこと。

8 食事等

- (1) 機内食を除き、1日あたり朝食、昼食、夕食の合計3回の食事の基本条件とする。ただし、旅行初日及び最終日における日本国内の移動中の昼食等の食事については、参加者実費負担とする。

- (2)朝食は宿泊ホテルを利用し、昼・夕食は標準的で適切な価格、偏りのない内容とすること。
- (3)参加者実費負担となる食事が発生する場合は、そのことがわかるよう旅程案に明記すること。

9 台南市滞在

- (1)項目3(2)旅行期間のうち2泊3日間での旅程を提案すること。なお、台南市滞在における最終的な旅程は、台南市との交流活動に関する今後の山形市と台南市との協議内容を踏まえたものとする。
- (2)台南市での交流活動時間は、朝食終了後の宿泊ホテル出発時から交流活動終了後の宿泊ホテル帰着時までの午前9時から午後9時までを基本とする。
- (3)台南市との交流活動により、食事回数の変更等の可能性について留意し、必要時には山形市と協議の上、速やかに対応すること。

10 台南市以外の都市における観光

- (1)山形市が掲げる2大ビジョン「健康医療先進都市」と「文化創造都市」に関わる施設や場所を優先して検討すること。
- (2)訪問先(都市、施設名等)をはじめ、移動経路・手段、自由時間や参加者の希望により選択できるオプションツアー(半日～全日)を設定した旅程を提案すること。

11 通訳等

通訳、現地ガイド及び添乗員を下記の条件で手配すること。

- (1)通訳は、台南市との交流活動において山形市側の通訳を務め、予期せぬ状況により交流時間が延長するような場合においても対応できる者であること。また、現地ガイドは、参加者に対して日本語での説明が可能な日本語に精通した者であること。
- (2)通訳及び現地ガイドは現地での手配を基本とし、人選等について山形市と協議のうえ対応すること。
- (3)通訳の帯同期間は、台南市到着時から台湾他都市等への出発までとする。
- (4)現地ガイドの帯同期間は、台湾内空港到着時から日本帰国便出発までとし、専用バス1台につき1名配置すること。
- (5)添乗員の帯同期間は、山形市役所出発時から山形市役所到着時までとし、専用バス1台につき1名を目安に、参加者の安全性に配慮した人数を配置すること。

12 周知・広報

- (1)積極的な参加者募集活動を行うこと。
- (2)台南市との交流内容を広く一般市民に周知・広報すること。また、周知・広報の手法についても提案すること。

13 その他

- (1)緊急時には迅速に対処し、参加者の安全性に配慮すること。
- (2)最少催行人数について提案すること。最少催行人数は市関係者を含んだ人数とし、募集市民が少数の場合でも、本派遣の中止は想定しないものとする。
- (3)本旅行の実施に際して、しおり等を作成の上、参加者に対し事前説明会を開催すること。
(会議室等が必要な場合には、山形市国際交流センターの活動室の提供も可能です)
- (4)海外旅行保険費用及び加入手続きについて提案すること。なお保険への加入は、事業者による手続きの実施が望ましい。
- (5)台湾滞在中においては、各日ペットボトル入り飲料水を参加者に提供すること。

14 旅程(例)

日	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事
1	山形発 仙台空港 台湾他都市	午前 午後	専用車 航空機 専用車	山形市役所から仙台空港へ出発 仙台空港から台湾へ 台湾内空港到着後、ホテルへ移動 【台湾他都市泊】	朝:× 昼:× 夕:機内
2	台湾他都市 台南市	午前 午後	新幹線等 専用車	他都市から台南市へ移動 台南市内視察、交流活動 【台南市泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
3	台南市	終日	専用車	台南市内視察、交流活動 【台南市泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
4	台南市 台湾他都市	午前 午後	新幹線等 専用車	台南市から他都市移動 他都市観光 【台湾他都市泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
5	台湾他都市	午前	専用車 航空機 専用車	他都市から台湾内空港へ移動 台湾から仙台空港へ出発 仙台空港到着後、山形市へ移動 山形市役所到着	朝:○ 昼:機内 夕:×

※上記旅程は例示ですが、どのように旅程を変えた場合であっても、旅行参加者の集合場所及び解散場所は山形市役所とすること。

※過去実績・訪問団移動ルート

【令和6年度派遣時】 山形市→台北市→台南市→台北市→山形市

15 今後のスケジュール(予定)

6月上旬～ 7月上旬	事業者決定 詳細打合せ・詳細決定(参加募集用リーフレットなど)
7月中旬	参加者募集開始(募集用リーフレット配布開始)。8月1日市報掲載。
8月下旬	参加者募集締切
9月～10月上旬	参加者説明会
11月上旬	訪問団出発

16 留意事項

・事業者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、山形市が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。業務終了後もまた同様とする。

・本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。

・本業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、事業者は、直ちにこれを山形市に報告し、事業者の責任と費用負担において解決するものとする。

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、事業者の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、事業者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に山形市へ報告し対応を協議すること。
- ・本要求水準書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、山形市及び事業者、両者協議のうえ定めるものとする。
- ・天災その他不可抗力等の突発的な事情により業務内容に変更が生じた場合は、山形市及び事業者、両者協議のうえ対応するものとする。